都市計画運用指針改正案(新旧対照表)

(IV-2-1. H. 防災街区整備地区計画等)

改正後

現 行

- H. 防災街区整備地区計画等 (法第12条の H. 防災街区整備地区計画等 (法第12条の 4 関係)
- 1. 防災街区整備地区計画 (密集法第32条関連)
- (1) (略)
- (2) 基本的な考え方
- ① (略)
- ② 防災街区整備地区計画の区域の整備に関す る方針
 - 1) 密集法第32条第2項第3号の防災街区 整備地区計画の目標その他当該区域の整 備に関する方針(以下「防災街区整備地区 計画の区域の方針」という。) は、当該区 域の整備に関する総合的な指針であり、こ れに基づいて、地区防災施設の区域や防災 街区整備地区整備計画が定められ、法第2 1条の2の規定に基づき地区防災施設の区 域や防災街区整備地区整備計画の提案が行 われる際には、当該方針を踏まえて行われ ることとなるので、関係権利者、住民等が 容易に理解できるように定めることが望ま しい。
 - 2) (略)
- $3\sim6$ (略)
- (3) 配慮すべき事項
- \bigcirc (\text{\text{\$\text{\$\mathbb{R}}\)}}
- ③ 関係行政機関等との調整
 - 1) (略)
 - 2) 市街化区域及び市街化調整区域に関す る都市計画が定められていない都市計画 区域内の用途地域が定められている地域 並びに市街化調整区域内における用途地 域が定められている地域において、防災 街区整備地区計画を定めようとする場合 に、当該防災街区整備地区計画の区域内|

- 4 関係)
- 1. 防災街区整備地区計画 (密集法第32条関連)
- (1) (略)
- (2) 基本的な考え方
- ① (略)
- ② 防災街区整備地区計画の区域の整備に関す る方針
 - 1) 密集法第32条第2項第1号の防災街区 整備地区計画の目標その他当該区域の整 備に関する方針(以下「防災街区整備地区 計画の区域の方針」という。) は、当該区 域の整備に関する総合的な指針であり、こ れに基づいて、地区防災施設の区域や防災 街区整備地区整備計画が定められ、法第2 1条の2の規定に基づき地区防災施設の区 域や防災街区整備地区整備計画の提案が行 われる際には、当該方針を踏まえて行われ ることとなるので、関係権利者、住民等が 容易に理解できるように定めることが望ま しい。
 - 2) (略)
- $3\sim6$ (略)
- (3) 配慮すべき事項
- \bigcirc (B)
- ③ 関係行政機関等との調整
 - 1) (略)
 - 2) 市街化区域及び市街化調整区域に関す る都市計画が定められていない都市計画 区域内の用途地域が定められている地域 並びに市街化調整区域内における用途地 域が定められている地域において、防災 街区整備地区計画を定めようとする場合 に、当該防災街区整備地区計画の区域内

に農用地が含まれるときは、法第19条第3項の規定に基づき都道府県知事が防災街区整備地区計画に関する都市計画の協議又は同意を行うに当たり、都市計画担当部局は、あらかじめ農林水産担当部局と、法第12条の4第2項及び密集法第32条第2項各号に定める事項の内容を示した資料を添えて協議を行うことが望ましい。

この場合において、当該農用地が4h aを超えるもの(農林水産大臣の転用許可権限の対象となり得るようなまとまったもの)であるときは、都道府県知事は、あらかじめ地方農政局長(北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部長)と、法第12条の4第2項及び密集法第32条第2項各号に定める事項の内容を示した資料を添えて協議を行うことが望ましい。

(8) 3) \sim 5) (略)

2. 歴史的風致維持向上地区計画

- (1) (略)
- (2) 基本的な考え方
- ①·② (略)
- ③ 歴史的風致維持向上地区計画の目標、当該 区域の土地利用に関する基本方針等

歴史まちづくり法第31条第2項第2号の 歴史的風致維持向上地区計画の目標、同項第 3号の当該区域の土地利用に関する基本方 針、同項第4号の当該区域の整備及び保全に 関する方針に基づき歴史的風致維持向上地区 整備計画が定められるので、対象とする歴史 的風致及び誘導すべき市街地の態様等につい て関係権利者、住民等が容易に理解できるよ うに定めることが望ましい。

- ④ (略)
- (3) (略)

3. 沿道地区計画

(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和

に農用地が含まれるときは、法第19条第3項の規定に基づき都道府県知事が防災街区整備地区計画に関する都市計画の協議又は同意を行うに当たり、都市計画担当部局は、あらかじめ農林水産担当部局と、法第12条の4第2項及び密集法第32条第2項名号に定める事項の内容を示した資料を添えて協議を行うことが望ましい。

この場合において、当該農用地が4h aを超えるもの(農林水産大臣の転用許可権限の対象となり得るようなまとまったもの)であるときは、都道府県知事は、あらかじめ地方農政局長(北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部長)と、法第12条の4第2項及び密集法第32条第2項各号に定める事項の内容を示した資料を添えて協議を行うことが望ましい。

(8) 3) \sim 5) (略)

2. 歴史的風致維持向上地区計画

- (1) (略)
- (2) 基本的な考え方
- ①·② (略)
- ③ 歴史的風致維持向上地区計画の目標、当該 区域の土地利用に関する基本方針等

歴史まちづくり法第31条第2項第1号の歴史的風致維持向上地区計画の目標、同項第2号の当該区域の土地利用に関する基本方針、同項第3号の当該区域の整備及び保全に関する方針に基づき歴史的風致維持向上地区整備計画が定められるので、対象とする歴史的風致及び誘導すべき市街地の態様等について関係権利者、住民等が容易に理解できるように定めることが望ましい。

- ④ (略)
- (3) (略)

3. 沿道地区計画

(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和

55年法律第34号)(以下「沿道法」とい 55年法律第34号)(以下「沿道法」とい う。)第9条第1項関連)

(1)(略)

(2) 基本的な考え方

① \sim ③ (略)

④ 沿道再開発等促進区

沿道再開発等促進区は、沿道整備道路沿 いの相当程度の低・未利用地等において、 必要な公共施設の整備を行いつつ一体的に 再開発することにより、道路交通騒音によ る障害の防止に寄与しつつ、土地の高度利 用と都市機能の増進を図ること等を目的と している。

このため、沿道再開発等促進区に関する 都市計画を定めるに当たっては、沿道法第 9条第4項2号の土地利用に関する基本方 針において、沿道整備道路の構造や周辺市 街地の状況、道路交通騒音の状況等を踏ま えた市街地整備の方針を示すとともに、こ れに基づき沿道再開発等促進区内の沿道地 区整備計画を適切に定めることが望まし い。なお、この場合において、本指針中「再 開発等促進区」とあるのを「沿道再開発等 促進区」と読み替えて参考とすることが望 ましい。

 $5\sim7$ (略)

(3) 配慮すべき事項 $1) \sim 7$ (略)

4. 集落地区計画

(集落法第5条第1項関連)

- (1) (略)
- (2) 基本的な考え方
- ① (略)
- ② 集落地区計画の目標その他当該区域の整備 及び保全に関する方針
 - 1) (略)
 - 2) 集落法第5条第7項の「特別の事情があ るとき」とは、集落地区計画の区域のうち 一定以上の範囲にわたり、土地の所有者そ

う。)第9条第1項関連)

(1)(略)

(2) 基本的な考え方

① \sim ③ (略)

④ 沿道再開発等促進区

沿道再開発等促進区は、沿道整備道路沿 いの相当程度の低・未利用地等において、 必要な公共施設の整備を行いつつ一体的に 再開発することにより、道路交通騒音によ る障害の防止に寄与しつつ、土地の高度利 用と都市機能の増進を図ること等を目的と している。

このため、沿道再開発等促進区に関する 都市計画を定めるに当たっては、沿道法第 9条第4項1号の土地利用に関する基本方 針において、沿道整備道路の構造や周辺市 街地の状況、道路交通騒音の状況等を踏ま えた市街地整備の方針を示すとともに、こ れに基づき沿道再開発等促進区内の沿道地 区整備計画を適切に定めることが望まし い。なお、この場合において、本指針中「再 開発等促進区」とあるのを「沿道再開発等 促進区」と読み替えて参考とすることが望 ましい。

 $5\sim7$ (略)

(3) 配慮すべき事項 $1) \sim 7$ (略)

4. 集落地区計画

(集落法第5条第1項関連)

- (1) (略)
- (2) 基本的な考え方
- ① (略)
- ② 集落地区計画の目標その他当該区域の整備 及び保全に関する方針
 - (略)
- 2) 集落法第5条第6項の「特別の事情があ るとき」とは、集落地区計画の区域のうち 一定以上の範囲にわたり、土地の所有者そ

の他の利害関係を有する者の意見調整に時間を要する一方で、集落地区計画の方針をとりあえず定めておきたい場合等であり、 当該事情が解消した場合には、速やかに集落地区整備計画を定めることが望ましい。

③ 集落地区整備計画

(8) (1) (1) (1) (1)

5) 土地の利用に関する事項

a (略)

b 森林法第5条の地域森林計画対象民有 林については、集落法<u>第5条第5項第3</u> <u>号</u>の土地の利用に関する事項を定めるべ きではない。

c (略)

(3) 配慮すべき事項

①・② (略)

③ 他の法令等との調整

 $1) \sim 7$ (略)

8) 集落地区計画には、し尿浄化槽、電気通信(<u>放送</u>を含む。) に関する事項が含まれないものとすること。

④ (略)

の他の利害関係を有する者の意見調整に時間を要する一方で、集落地区計画の方針を とりあえず定めておきたい場合等であり、 当該事情が解消した場合には、速やかに集 落地区整備計画を定めることが望ましい。

③ 集落地区整備計画

 $1)\sim 4$) (略)

5) 土地の利用に関する事項

a (略)

b 森林法第5条の地域森林計画対象民有 林については、集落法<u>第5条第4項第3</u> <u>号</u>の土地の利用に関する事項を定めるべ きではない。

c (略)

(3) 配慮すべき事項

①•② (略)

③ 他の法令等との調整

 $1) \sim 7$ (略)

8) 集落地区計画には、し尿浄化槽、電気通信(<u>放送及び有線放送</u>を含む。) に関する 事項が含まれないものとすること。

④ (略)